

様式第1号

兵庫県福祉サービス第三者評価の結果

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人 こども応援隊	
所 在 地	尼崎市南武庫之荘1-8-7	
評価実施期間	平成26年9月8日～平成27年2月28日 実地（訪問）調査日 平成26年12月1,2日/平成27年2月13日	
評価調査者	HF06-1-0038 HF06-1-0033 HF06-1-0034 HF10-1-0016	

※契約日から評価
結果の確定日まで

2 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) 花の森保育園	種別： 保育所
代表者氏名： (管理者) 山本 朋子	開設(指定)年月日： 昭和・平成 24年 4月 1日
設置主体： 経営主体： 社会福祉法人みかり会	定員 (利用人数) 90名
所在地：〒655-0852 神戸市垂水区名谷町1941-1	
電話番号： 078-791-0601	FAX番号： 078-791-0631
E-mail： hananomori@mikarikai.jp	ホームページアドレス： http://mikarikai.jp/hananomori

(2) 基本情報

理念・方針 人としての素地を培う I、アットホームな“昼間の家庭” II、感知融合（総合的人間力を培う）						
力を入れて取り組んでいる点 家庭的な雰囲気の中で、子どもの心情・意欲・態度を育む						
職員配置 ※()内は常勤	職 種	人 数	職 種	人 数	職 種	人 数
	園長	1 ()	1,2歳児担任	6 (2)		()
	主任	1 ()	2,3,4,5歳児担任	3 (4)		()
	0歳児担任	1 (4)		()		()
施設の状況 平成24年4月開園。明石大橋垂水インターの東、『昼間の家庭』をコンセプトに、降り注ぐ光と自然の香りに包まれた保育園です。						

3 評価結果

○総評

◇特に優れている点

理念・方針の達成に向けて、法人内に委員会を組織し、マニュアルを整備したり、保育の質の向上を図るための評価システムを構築したり、評価・見直しをする取り組みが積極的に行われています。

法人の理念に基づき、保育者同士が連携し、地域性を考慮した保育や子どもの育ちが連続的に保障される保育などの取り組みがみられました。

また、子ども一人ひとりの保育計画の考察と反省・課題は園独自の方法で検証されており、保育者の意識の高さを感じました。

◇さらなる取り組みに期待する点

調理委託業者との、理念・方針やマニュアルの共有や情報交換をより深めることで、保育内容や質の向上に反映されると考えられます。

内部評価や外部評価に積極的に取り組まれており、評価の結果を公表する仕組みも作られていますので、分析した結果や保育の良さ、課題を継続して公表されることを期待します。

○ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

開園3年目の第三者評価受審が決まり、職員一同背筋の伸びる思いで取り組んできました。受審に向けて、自己評価項目の項目別に担当委員や役割を担う職員が、内容の説明や現場での取り組みを伝え、職員間で意見を出し合ったり検討したりと、勉強会を設け研鑽を重ねていきました。全職員で取り組む中で、それぞれの職員が自園の保育の現状を明確に感じ取ることができ、取り組みへの理解を深めたことで改めて保育を振り返り、見直すことが出来ました。また、職員の成長やモチベーションの向上にも繋がりました。

今回の第三者評価受審を通して、多くのアドバイスや学びもいただき、施設にとっても職員にとっても、とても意義のある良い機会に恵まれたと感じています。

この受審を新たなスタートとして一層努力を重ね、よりよい保育の提供、そして地域に根差した施設となれるよう努めてまいります。

○各評価項目に係る第三者評価結果 (別紙1)

○各評価項目に係る評価結果グラフ (別紙2)

評価細目の第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	a
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	a
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員等に周知されている。	a
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	a

特記事項

- 法人理念を「自身の成長、そしてお返しを」、保育理念を「人としての素地を培う」と定められホームページや「法人のしおり」「園生活のしおり」に具体的な内容で明文化されている。
- 理念に基づいた保育方針を「感知融合（総合的人間力を培う）」を定め、ホームページや「法人のしおり」「園生活のしおり」、パンフレットに記載されている。
また、事業計画の基本となり、職員の行動規範になる内容である。
- 理念や方針は、新人研修や全体会議、フィードバック研修等で理事長から説明する機会があり継続的に周知している。
- 入園説明時に理念、基本方針の説明を法人のしおりやパワーポイントを使用し園長が行っている。
また、利用者に「確認書」をとり周知の確認を行っている。

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	a
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	a
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	a
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	a

特記事項

- 法人内でコンシダレーション委員会、サービス向上委員会、リスクマネジメント委員会、オンリーワン委員会、研修委員会があり、委員会ごとに目標や課題を明確にし、長期ビジョン、中期計画が策定されている。
また、収支計画では、法人が管理し、園に反映している。
- 長期ビジョン、中期計画に基づく、事業計画が策定されている。

<p>委員会ごとに、地域・子育て支援・人材育成・安全・保育などの内容が反映されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業計画は、委員会ごとに検討・策定し、定期的の実施状況を把握・評価をおこなっている。 ● 事業計画は、継続的に法人内での会議や研修、委員会で進捗状況を確認し報告している。 ● 事業計画は、入園説明会や「園生活のしおり」、コラム等で保護者へ周知されている。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。	
I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	a
I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	a
I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	a

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 園長の役割と責任について「役職マニュアル」に記載され、会議等で職員に表明している。有事の際には「緊急職員体制表」や各マニュアルに役割と責任について行動できるシステムが構築されている。 ● 園長は、私立保育園連盟の園長会や研修会、法人内園長会に参加し法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。 ● 園長は、法人内のサービス向上委員会の「トゥモローチャレンジ」で施設間での評価を受けて園の課題を把握・見直し・改善に指導力を発揮している。 ● 法人内の運営会議やスーパー会議で人事、労務、財務、処遇、配置の面で検討され効率化と改善に向けた取り組みが行われている。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	a
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査等が実施されている。	a

特記事項

- 福祉事業の動向については、法人内園長会や私立保育園連盟の園長会に参加し把握している。また、オンリーワン委員会での地域の課題抽出や、福祉事務所等から情報を収集し地域の特徴変化を把握している。
- 「園児の充足率」や福祉事務所の出生率・受付残数等により稼働率を把握し分析を行っている。また、法人内の運営会議などで検討し中長期計画、事業計画に反映されている。
- 会計事務所による外部監査を毎月行い、指摘等に対して改善をする取組を行っている。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a
Ⅱ-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	a
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a
Ⅱ-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a
Ⅱ-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a
Ⅱ-2-(4) 実習生の受け入れを適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-①	実習生の受入と育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	a

特記事項

- 「職員定数表」を使用し人員体制を確認し、法人内の運営会議やスーパー会議を経て職員配置を検討、実施している。
- 自己評価表を基に年2回の個人面談を実施し、評価、課題を抽出し、指導や研修計画に反映するなどのフィードバックが行われている。
- 勤務管理表で就業状況を園長が把握している。また、職員と法人のスーパーバイザーが面談をして、意向や意見などを抽出するシステムがある。

- 社会福祉協議会互助会に加入したり、法人内で親睦会の開催や他法人及び関係機関主催のスポーツ大会に参加したりするなどの親睦を深める取組が行われている。
- 長期ビジョン、中期計画、事業計画に教育、研修に関する基本姿勢が記載されている。また、研修計画に職員の質の向上に向けた目的・方針が明示されている。
- 研修計画表に「施設目標」「求めらる職員像」を定め、一人ひとりの研修計画を策定し、施設内外で研修が行われている。
- 研修計画は、自己評価表からの個人面談や研修委員会がチェックを行い担当者が次の課題や目標を設定し、見直しが行われている。また、研修終了後は研修報告書を作成し、職員会で発表している。
- 「実習生受け入れマニュアル」を作成し、意義、方針を明文化している。また、担当者の設置や実習内容についてのプログラムの整備、養成校との受諾書を取り交わすなど、基本的な姿勢を明確にした体制が整備されている。

II-3 安全管理

	第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。	
II-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	a
II-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	a
II-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	a
II-3-(1)-④ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対処方法については、全職員にも周知している。	a
II-3-(1)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知している	a

特記事項

- 「事故対応マニュアル」「感染症マニュアル」など危機管理や保健衛生に関するマニュアルがリスクの種類別に整備され、リスクマネジメント委員会が中心となり定期的に見直しが行われている。また、保護者へは「パーソナルシート」や掲示板などを活用し情報提供が行われている。
- 「台風・大雨マニュアル」など災害に関するマニュアルが整備されている。また、緊急連絡表の作成や備蓄類の保管、定期的な災害訓練を行うなど、安全確保の取組が行われている。
- 安全確保のための「事故防止マニュアル」などのマニュアルが整備されている。ヒヤリハットや事故報告書を基に回覧や伝達会で職員に情報提供が行われ、定期的な検討、見直しが行われている。
- 「食中毒発生時マニュアル」が整備され定期的に見直しが行われている。職員へは、会議や研修にて周知が行われている。
- 「不審者対応マニュアル」が整備され、定期的に見直しが行われている。また、防犯訓練を行い反省、改善が行われている。

II-4 地域との交流と連携

	第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	
II-4-(1)-① 利用者地域とのかかわりを大切にしている。	a
II-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	a
II-4-(1)-③ ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	
II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	a
II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	a
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	a
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 長期ビジョン・中期計画・事業計画から地域のかかわりについて、基本的な考え方を位置づけており、オンリーワン委員会が中心となり社会資源や地域の情報を収集し、評価見直しが行われている。 また、地域の老人施設や小学校との交流に参加する取組が行われている。 ● 地域の保護者に園庭開放や体験保育、一時保育、子育て相談、子育て広場、遊びの広場、講演会など積極的に取り組みが行われている。 また、ホームページやパンフレット、掲示板を活用し、子育て支援の情報を発信している。 ● 「ボランティア受け入れマニュアル」を整備し、意義・方針が明示されている。 受け入れ時に関して福祉体験学習申し込み書の提出や注意事項等説明を行なっている。 ● 「関係機関との連携」のリストがあり、職員間で情報の共有が図られている。 保護者へは、「園生活のしおり」や掲示板で情報提供している。 ● 小学校・幼稚園・保育園・医療機関、民生委員、子ども家庭センター等との連絡会をするなど連携した取り組みが行われている。 また、虐待に関して「虐待防止マニュアル」が作成され、フローチャートなど使用し関係機関との連絡体制が整備されている。 ● 福祉事務所や地域の子育て支援の情報収集などでオンリーワン委員会が中心になり福祉ニーズの把握に努めている。 ● 把握したニーズに基づき、子育て支援活動（子育て広場、遊びの広場、花の森メイト）が行われている。 また、長期ビジョン・中期計画・事業計画に活動内容が示されオンリーワン委員会が中心となり評価・見直しが行われている。
--

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用者の満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	a
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	a
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みを確立し十分に周知・機能している。	a
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	a

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 人権に関する内容は、保育の理念や保育の方針に明示し、新任研修や保育現場での伝達で意識向上への取組が行われている。 一人ひとりの子どもが違いを知り、尊重できるようコーナーを設けるなど、保育環境を整えている。 また、「法人のしおり」「園生活のしおり」にも記載して保護者にも伝えている。 ● 個人情報に対する基本姿勢をホームページや「園生活のしおり」に記載している。 新任研修や委員会活動において「個人情報保護規程」や「子どものプライバシー保護マニュアル」に沿って確認している。 ● 個別懇談会や「いかがですかカード（アンケート）」、行事ごとのアンケートを定期的実施し、意向を把握し検討をしている。 ご意見やアンケートに記載された内容を説明したり、紙面で伝える等、情報も提供している。 ● 保護者からの相談や意見の受付方法を「園生活のしおり」に記載し、説明している。 ● 苦情解決の仕組みがあり、「園生活のしおり」や玄関・オープンカフェ前に掲示している。 「poco a poco(意見カード)」、「いかがですかカード（アンケート）」、「パーソナルシート」等で受け付けており、回答や解決を図った記録が保管されている。 ● 保護者からの意見等は「苦情予防・報告・対応マニュアル」に沿って対応し、開示している。 また、意見を保育に反映し改善を図っている。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

	第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。	
Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a
Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	a
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。	
Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている	a
Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。	
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a
Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 自己評価を年2回実施し、面談や研修計画表で課題抽出している。 法人内の「サービス向上委員会」で「トゥモローチャレンジ」を年1回実施している。 また、神戸市私立保育園連盟の「みてみて保育」（公開保育）も実施し、保育の質の向上に努めている。 ● 「施設・保育評価マニュアル」を整備し、実施後2週間以内に公表することになっている。 また、神戸市私立保育園連盟主催の「みてみて保育（公開保育）」の報告書を作成し、公表している。 ● 実施方法は指導計画や「園生活のしおり」に記載し、個性尊重、利用者のプライバシー保護の姿勢を示している。 保育の実施にあたっては、インカムで連携を図り、柔軟に個別対応している。 ● 「トゥモローチャレンジ」の評価を受け、「サービス向上委員会」担当者を中心に課題を抽出し見直しを実施している。 ● 子ども一人ひとりの記録は「面接個人票」や個別計画等の各様式に記し、「業務マニュアル」にて取組内容が示されている。 ● 子どもの記録に関する取扱いは、「情報の保管・保存・廃棄マニュアル」に示している。 また、職員は守秘義務の遵守について、研修し、採用の際に法人と誓約書を交わしている。 ● 子どもやその保護者についての情報の共有は、伝達会議で周知できるように仕組みを整備している。 ケース会議で検討した内容は全職員に周知している。

III-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
III-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
III-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a
III-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	a
III-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
III-3-(2)-①	事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 保育理念や内容は、入園説明会で「法人のしおり」「園生活のしおり」をもとに説明し、玄関に掲示している。 また、パンフレットやホームページ等にも公開している。 ● 「園生活のしおり」に利用内容を記載し、入園の際に説明を行っている。 また、説明終了後に内容を示した「確認書」をもとに保護者の同意を確認している。 ● 転園や卒園の際には、保育の継続性に配慮し引継ぎ文書がある。 また、保育終了後も相談できるよう、担当者を定め、園生活のしおりに記載し説明している。

III-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
III-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
III-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	a
III-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
III-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	a
III-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの状況は、定められた様式に記録し、定期的な見直しをしている。 「個人面接アセスメントシート」、「健康チェック表（保護者記入）」、「特記事項」、「園児健診個人記録票」、区役所及び関係機関との連携の記録がある。 また、「アレルギー表」は3月に対象者全員返却し検査して再度提出してもらっている。 ● 保育課程を基に年間計画・月案・週月案などに関連性を持たせて作成している。 また、各計画は、「月案・ケース会議検討会」にて話し合わせ、保育に反映している。 ● 指導計画は「保育のPDCA」に沿って定期的に見直し評価する仕組みが定められている。 また、保護者の意向の把握や説明等は主に「パーソナルシート」を用いて行っている。
--

評価対象A 実施する福祉サービスの内容

A-1 保育所保育の基本

		第三者評価結果
A-1-(1) 養護と保育の一体的展開		
A-1-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a
A-1-(1)-②	乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
A-1-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている	a
A-1-(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
A-1-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	a
A-1-(2) 環境を通して行う保育		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	a
A-1-(2)-②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a
A-1-(2)-③	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	a
A-1-(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかわるような人物・物的環境が整備されている。	a
A-1-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	a
A-1-(3) 職員の資質向上		
A-1-(3)-①	保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	a

特記事項

- 保育課程は、『個の尊重と公共心の育成を保育の基本とし、受容的環境をもとに、人として生きるための素地を培う』から保育の組み立てをし、地域性も考慮して作成されている。また、保育評価を定期的に行い見直しが行われている。
- 乳児保育の環境は明るく、清潔であり、子どもが家庭的な環境の中で過ごせるよう配慮している。また、一人ひとりに合わせた個別計画も作成し、保護者との連携を密にし、継続的な関わり（言葉・生活リズム・おむつ交換等）ができるよう保育者間が意識をもって保育を行っている。家庭との連携は、パーソナルシートや個別懇談等で意見交換ができており、日々の特別対応等は連絡事項表に記載し共有できている。
- 1. 2歳児保育では、心身の状態を保育士が把握し一人一人の育ちへの援助が丁寧に行われている。担当の保育者同士が声を掛け合い、エリアごとに役割分担ができ、スムーズに流れる日課ができていますので、子どもたちが穏やかにゆったりと過ごせている。
- 子ども一人ひとりの発達に応じて個別月案を基にそれぞれの年齢での活動や異年齢保育も進

められており、エリア遊びが充実している。

伝達の方法は、「よい子ネット」「お便り」「コラム」等で地域や近隣の関係機関へも活動内容が知らされている。

- 小学校へ向けての活動は、保育の中の遊びを通して子どもたち同士で解決したり、協力する活動も組み込まれている。
連携は、今年度より「スタートカリキュラム」研修に参加し育ちの連続性をどのように進めていくかの計画を話し合う機会を持ち進めている。
「子どもの育ちを支える資料（保育要録）」は、担当者間で話し合い作成されている。
- 子どもが過ごすふさわしい環境への配慮は、法人全体で取り組まれており、物的環境は「色彩・素材・音・家具の配置」などの工夫がある。
また、人的環境は、職員配置と関わり方等も全職員が心がけており、子どもが心地よく過ごせる環境が整っている。
- 基本的な生活習慣（食事、排泄、睡眠、着脱、清潔）の確立が身につくよう、子ども一人ひとりの発達に合わせた計画があり、自立に向けて援助している。
エリア遊びでは子どもたちが自分で遊びを考えて行えるようになっており、園庭での遊び方も工夫されている。
- エリア遊びの環境は、子どもが興味関心が持てるよう設定しており、自発的に遊べる環境になっている。
異年齢のクラスで過ごしながらか、発達に合った遊びができるように保育者が個別に援助し、遊びの中で順番や意見交換、自分の思いを伝えたり、聞いたりすることで社会ルールも身につけられるよう配慮されている。
- 園庭には、四季が感じられるような草花が植えられており、松ぼっくりやドングリを保育環境の中で手に取れるようなところにおき、素材遊びができる環境になっている。
また、幼虫を観察したり、亀にも「すなちゃん」と名前を付けていつでも観察できるように配置している。
- エリア遊びでは、音楽を楽しめるエリア、制作や素材遊びができるエリアなど遊びの用途に合わせた環境設定になっている。
- サービス向上委員会を中心とし、自己チェック項目に基づいて年2回確認している。
また、PDCAサイクルの意図することを保育士が理解し、定期的に確認改善し、学びあえている。

A-2 子どもの生活と発達

		第三者評価結果
A-2-(1) 生活と発達の連続性		
A-2-(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a
A-2-(1)-②	障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a
A-2-(1)-③	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	a
A-2-(2) 子どもの福祉を推進することに最もふさわしい生活の場		
A-2-(2)-①	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状況に応じて実施している。	a
A-2-(2)-②	食事を楽しむことができる工夫をしている。	a
A-2-(2)-③	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	a
A-2-(2)-④	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a
A-2-(3) 健康及び安全の実施体制		
A-2-(3)-①	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a
A-2-(3)-②	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	a

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども一人ひとりの思いや違いを把握し、思いを受けとめたり、代弁したりしながら受容している。 ● 障がいのある子どもに配慮した、建物や設備となっており、関わりは個別計画に基づき、特性を活かせるような関わりが行われている。 神戸市や関係機関との連携も図り、対応している。担当者の研修や医療機関との情報交換も行われている。 ● 一日の生活を連続的に過ごせるよう配慮し、くつろげる空間も設置している。 子どもの様子の引き継ぎもパーソナルシート等で行い共有できている。 軽食等の内容も献立表に明記したり、展示食で示されている。 ● 年間の保健計画やマニュアルに基づき、一人ひとりの身体状況を把握し、保育を行っている。 日々の子どもの健康状態の変化は、職員全体で確認できるシステムがあり、活用している。 ● ランチルームは、明るく食事を楽しめるよう設置しており、カフェテリア方式で楽しみながら食事をできるように工夫している。 食育計画がありマナー、活動、クッキング計画を掲げ、評価反省をし、次月に繋げている。 ● 日々の喫食状況を把握し、献立や調理に工夫している。 献立は、法人の会議の中で園の意向を伝えたり、情報を共有しながら改善している。 委託業者と調理従事者との意見交換は、業務報告により行われている。 また、発育状況の把握をするための目安として、カウプ指数をだし、保護者へも周知し個別対応している。 ● 保健計画に基づき健康診断・歯科健診が行われ所定の様式で伝達している。 また、健康に対しての取り組み・うがい・手洗いを始め・歯磨き等の指導も保育の中に組み入

れて取り組んでいる ● アレルギー疾患のある子どもに対しては、神戸市の指導や主治医からの生活指導表を基に対応し、指導も得ている。 食事の提供は、盛り付けや提供の仕方に工夫をし誤食のないよう配慮している。 ● 園長は、感染症や衛生管理者講習を受け、その内容を職員に周知し、保育に活かしている。 また、リスク委員会を中心に衛生管理やマニュアルを整備、周知、見直しをしている。 厨房内の衛生管理は委託業者のマニュアルに基づき行われている。

A-3 保護者に対する支援

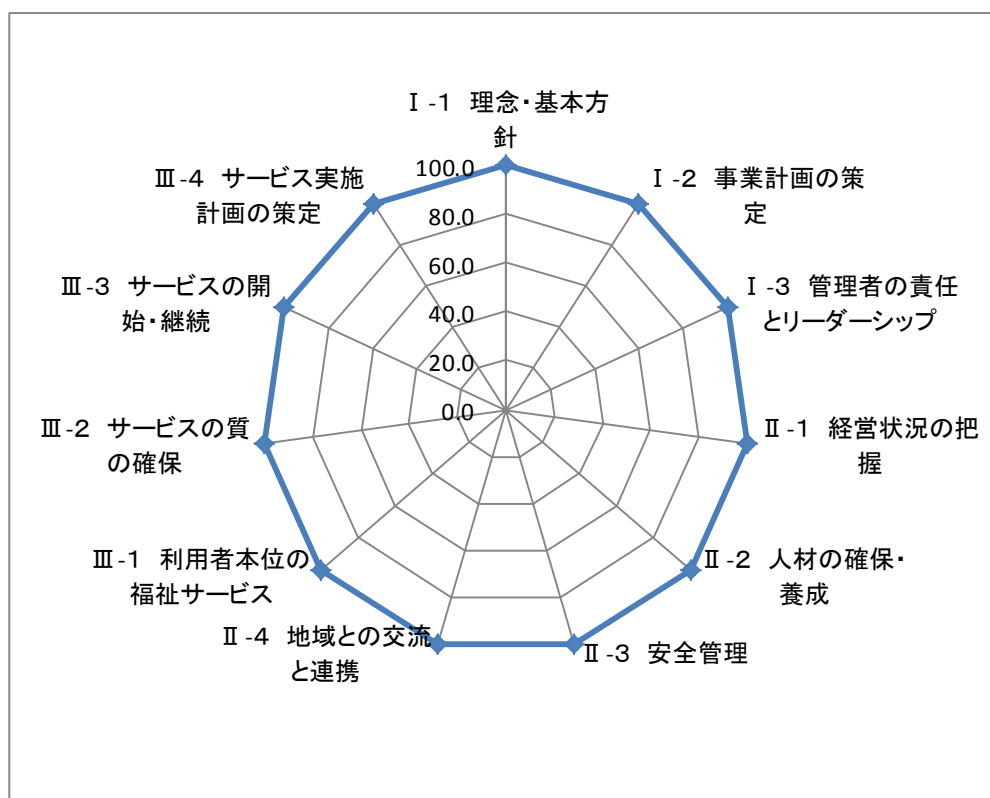
	第三者評価結果
A-3-(1) 家庭との緊密な連携	
A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	a
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児について、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得ているための機会を設けている。	a
A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a

特記事項

● 食育計画が作成され、子どもの食生活の充実を図るための取り組みがあり、献立表の配布・レシピの掲示・給食参加等で保護者に対して、成長期の食事の大切さや安全性のある食材選びや味付けなどの啓発を進め、関心が深まるよう取り組んでいる。 ● 日々の様子はパーソナルシートにより情報交換が行われている。 また、特記事項がある場合は会議や「伝達ボード」により保育者が共有し、対応している。 個別対応や、懇談の記録もあり、保護者との信頼を得られるよう取り組まれている。 ● 家庭との連携では、「入園のしおり」に園の方針や保育の進め方等を記載し、詳しく説明している。日々の保育では毎日のパーソナルシートでのやりとりや、ふれあいの日（参加型参観）は、クラス懇談を行い、個別懇談は懇談週間を設けて実施し、保育の理解を深められよう取り組んでいる。 ● 「虐待対応マニュアル」があり、児童の状況・家庭関係・成育歴・保育の関わり等細かく記載し、対応している。 また、研修参加や情報の共有を密にし、予防・対応できるよう整備されている。

I～III 達成度

	判断基準		達成率(%)
	基準数	達成数	
I-1 理念・基本方針	14	14	100.0
I-2 事業計画の策定	22	22	100.0
I-3 管理者の責任とリーダーシップ	15	15	100.0
II-1 経営状況の把握	9	9	100.0
II-2 人材の確保・養成	35	35	100.0
II-3 安全管理	22	22	100.0
II-4 地域との交流と連携	32	32	100.0
III-1 利用者本位の福祉サービス	35	35	100.0
III-2 サービスの質の確保	34	34	100.0
III-3 サービスの開始・継続	16	16	100.0
III-4 サービス実施計画の策定	17	17	100.0



A 達成度

	判断基準		達成率(%)
	基準数	達成数	
1-(1) 養護と保育の一体的展開	40	40	100.0
1-(2) 環境を通して行う保育	44	44	100.0
1-(3) 職員の資質向上	5	5	100.0
2-(1) 生活と発達の連続性	23	23	100.0
2-(2) 子どもの福祉を推進することに最もふさわしい生活の場	27	27	100.0
2-(3) 健康及び安全の実施体制	9	9	100.0
3-(1) 家庭との緊密な連携	25	25	100.0

